

2019年度（第11期）事業計画

（2019年2月1日～2020年1月31日）

1. 2019年度募集の奨学生

(1) 2019年度に募集する奨学生（6月給与・貸与開始分）については、指定校を下記の28校とし、募集人員を45名とする。2018年からの奨学生10名が残っているので、2019年6月以降の奨学生は合計55名となる。尚、これまで司法試験に合格した奨学生が244名となり、不合格を含め法科大学院を卒業する奨学生が合計290名となる。法科大学院を卒業した法科大学院生からの返還金が2019年度は合計金2,800万円（2019年2月から191名、6月から220名、9月から238人から返済を受ける。）見込めること、寄付金についても2,500万円以上見込め、配当金も240万円余の収入があるので、募集人員を45名とする。

(2) 本年度新規に法科大学院学生45名の奨学生を募集する。

本年度採用の奨学生の給与・貸与の合計金額は3,600万円となる。

$45（人） \times 10（万円） \times 8（6月から翌年1月の8ヶ月） = 3,600万円（2019年6月から2020年1月までの分）$

(3) 本年度の奨学生を推薦依頼する法科大学院等について

ア. 募集する学生の学年と人数

法科大学院 3年生 35名（1年間）・同2年生 10名（2年間）

イ. 奨学生を推薦依頼する法科大学院

奨学生を募集するにあたり、全国の法科大学院を対象とすると募集手続のために時間と労力の負担が重く当財団の事務処理能力のうえから困難である。そこで、全国の法科大学院のうち合格者数と合格率及び法科大学院の推薦実績等を考慮して下記法科大学院28校から奨学生候補者の推薦を依頼する。但し、推薦を依頼する人数は、推薦者のない法科大学院もあるので、51名とする。

中央大学（6名）、慶應大学（3名）、東京大学（8名）、早稲田大学（6名）、京都大学（6名）、一橋大学（2名）、明治大学（2名）、大阪大学

(1名), 神戸大学(1名), 東北大学(1名), 北海道大学(1名), 九州大学(1名), 立命館大学(1名), 上智大学(1名), 名古屋大学(1名), 千葉大学(1名), 同志社大学(1名), 首都大学東京(1名), 日本大学(1名), 法政大学(1名), 大阪市立大学(1名), 関西大学(1名), 創価大学(1名), 専修大学(1名), 関西学院大学(1名), 岡山大学(1名), 学習院大学(1名), 広島大学(1名)

(4) 奨学生の決定方法

前記(3)の法科大学院から推薦された候補者を書類選考により第一次合格者を決定し, この合格者全員に対し当財団理事・評議員のうち2名以上の役員がそれぞれの合格者に対し面接をしたうえ奨学生45名を決定する。奨学金を希望する候補者が面接に来るための交通費は財団が全額負担する。

また, 新たに募集する奨学生のうち, 本年度も奨学金返還全額免除の者を特別枠で5名募集する。この特別枠の奨学生は, 後記3の政令指定都市以外の都市の法律事務所に5年以上勤務したとき奨学金の返還を全額免除するものである。

(5) 2019年2月1日から2020年1月31日までの奨学生に対する給与及び貸与の合計額は, 6,280万円になる(内訳:既存の奨学生47名分のうち2月~5月迄の奨学生37名について1,480万円・10名について1,200万円, 本年度採用する奨学生45名分3,600万円(6月から翌年1月分までの8ヶ月)。このうち給与額は, 30%であるので合計1,884万円となる。

2. 研修会及び講演会の実施

大学生・法科大学院生・司法修習生・弁護士等に対する法曹倫理の研修及び講演会を1回行う。実施する時期は2019年10月とする。尚, 奨学生及び法科大学院を卒業した奨学生全員に通知を出し, 奨学生及び合格者については出席を義務化する代わりに往復に要する交通費は全額財団の負担とする。

3. 奨学金返還の免除

司法制度改革の理念は、法の支配を全国に及ぼすということにあり、そのために法曹人口を増員し、弁護士過疎地を解消することにある。弁護士のゼロワン地区は解消したが、弁護士過疎の地はまだ多くあり、司法試験合格者が増員したにも拘らず、地方都市に弁護士登録する人が少なく、弁護士の大都市偏在は解消されていない。そこで地方都市で弁護士として活躍したいと希望する人に特別枠を設ける。昨年特別枠の奨学生を8名採用した。奨学生のうち政令指定都市以外の都市にある法律事務所に5年以上勤務した人については、奨学金の返還を免除する。今年度もこの特別枠の奨学生を5名募集することとする。

以 上